平成２９年（フ）第１５５９号
大阪府大東市北条２丁目18番13号　エスポワール仙寿403号、前住所大阪府大東市諸福６丁目３番２号
債務者　城戸　泰臣
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８１号
大阪市城東区新喜多東２丁目６番13―904号、前住所大阪市城東区今福南２丁目２番４号
債務者　中村　有紀
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１９１号
大阪府東大阪市池之端町６番４号
債務者　井越ゆかり
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３４２号
大阪市港区八幡屋１丁目１番５―701号、前住所大阪市港区夕凪１丁目９番24号　ノーブル夕凪　404号
債務者　今田　浩一
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４０２号
大阪市東住吉区田辺６丁目１番39―204号
債務者　石田　幸子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４６４号
大阪府枚方市星丘３丁目３番１―206号
債務者　田村　浩子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７９号
香川県高松市松島町１丁目14番13―503号　ベウラ松島
債務者　吉田　　覚
1　決定年月日時　平成29年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８４号
熊本市北区植木町小野1258番地
債務者　米村美保子
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６８号
香川県仲多度郡多度津町堀江４－４－８　Ｂ１号棟213号室、住民票上の住所高知県土佐清水市下川口215番地
債務者　松田　　猛
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８２号
香川県丸亀市今津町517番地１　京都北山１棟406号
債務者　廣田　美貴
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第８３号
香川県丸亀市今津町517番地１　京都北山１棟406号
債務者　廣田はるか
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４号
岩手県遠野市早瀬町３丁目６番23号
債務者　留場　幸樹
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第１７号
岩手県遠野市土淵町飯豊３地割98番地２
債務者　宮澤栄吉郎
1　決定年月日時　平成29年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第２９３号
仙台市若林区土樋283番地の１　小林アパートＤ
債務者　駒井　裕也
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４８９号
仙台市青葉区みやぎ台３丁目33番13号　Ｓｏｌｅｉｌ心Ⅱ202
債務者　中村　秀徳
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第５２７号
仙台市青葉区台原１丁目11番７号　コーポ台原Ａ棟203、従前の住所仙台市青葉区五橋２丁目３番12―203号
債務者　山野辺あさみ
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１号
茨城県神栖市日川1870番地47
債務者　加藤　龍美
1　決定年月日時　平成29年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
水戸地方裁判所麻生支部